



無料・低額診療事業のご案内

無料低額診療事業とは

社会福祉法第2条第3項に基づいて、経済的理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、安心して良い医療を受けていただくために、無料または低額で診療を行う事業です。

どんな人が利用できるの？

当院で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払が困難な方です。

※ただし、一定の条件があります。

対象となる医療費は？

当院での診療費一部負担金に限ります。

利用するには？

この制度をご希望の場合は、受付窓口・医療相談窓口にご遠慮なくお申し出ください。

申請に必要なものは？

無料低額診療の適用については、病院・医療相談室の担当者が面談を行います。お話の内容により、無料・低額の利用が必要とされた場合に適用となります。

適用とならない場合でも、医療費の支払や生活面で他の公的制度や社会資源の活用などご相談に応じその手続きをお勧めします。

申請の際には収入状況が確認できる関係資料のご提出をお願いすることがございます。